

2 受検手数料減免対象条件の変更について

令和8年度は、実技試験手数料減免対象条件の一部が以下の内容に変更となりましたので受検申請の際は十分ご注意下さい。

(1) 対象等級

3 級受検者

(2) 対象年齢

23歳未満（令和8年4月1日で23歳に達していない者）

(3) その他

**「雇用保険被保険者」と「雇用保険被保険者以外の者」
では減免額の相違により受検手数料が異なります
（「6 実技試験受検手数料」参照）**

3 受検申請時の提出資料

受検申請時は、申請内容に応じて以下の書類を提出願います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 技能検定受検申請書（※必須）裏面に振込済の振込用紙（丁）を貼付② 本人確認書類の写し（※必須）<u>下欄 4 本人確認書類を参照</u>③ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、<u>その資格を証する書面の写し</u>④ 下記の資格で受検される場合は、<u>合格証明書又は免許証の写し</u><ul style="list-style-type: none">ア 特級を受検する方は、同一検定職種の1級技能検定合格証書イ 下位級合格の資格により受検する方は、同一検定職種の下位級技能検定合格証書（1、2級の受検者対象）ウ 職業訓練指導員資格取得者で1級又は単一等級を受検する方は、職業訓練指導員免許証⑤ 受検手数料減免対象の在職者は、<u>在職を証明する書類</u> |
|---|

4 本人確認書類

本人確認には、以下のいずれかの書類の写しを提出願います。

（受検者1人につき A4サイズで1枚）

- ① 運転免許証等、日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名と生年月日が確認できるもの）
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者資格証明書
- ④ 生徒手帳、学生証（氏名と生年月日が確認できるもの）
- ⑤ 外国政府が発行した旅券（写真欄と日本国査証欄）